

第2章 キャンプ座間

1 概要

(令和5年2月末現在)

名称	キャンプ座間 (FAC 3079)		
所在地	座間市座間 相模原市南区磯部・新戸		
地図			
面積	座間市域分	相模原市域分	合計
	566,832.03 m ²	1,725,434.21 m ²	2,292,266.24 m ²
接收年月日	昭和20年9月2日		
主な施設	事務所施設 (在日米陸軍司令部施設ほか) 陸上自衛隊施設 (第4施設群隊舎ほか) 公共施設 厚生施設 スポーツ施設 住宅施設		

日本人従業員数	1, 602人			
共同使用状況	共同使用者	使用目的	面積	地位協定※
	防衛省	陸上自衛隊第4施設群、陸上総隊司令部日米共同部等の隊舎等	土地	2-4-a
			102,201 m ²	
	相模原市	公園及び市道敷	土地	2-4-a
			67,901 m ²	
			市道敷 トンネル	
18,463 m ²				
歩道設置敷	土地	2-4-a		
2,383 m ²				
主な配属部隊	米 陸 軍		陸上自衛隊	
	在日米陸軍司令部 第一軍団（前方）司令部 在日米陸軍基地管理本部 第311軍事情報大隊 第78通信大隊 ほか		陸上自衛隊第4施設群 陸上総隊司令部日米共同部 ほか	

※地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2 在日米陸軍

(1) 沿革

[陸軍士官学校の移転と座間町]

昭和2年、小田急小田原線の開通、更に昭和6年には厚木～橋本間の私鉄相模鉄道（現在のJR相模線）の開通によって、これまでの農業中心の田園都市にも開発のきざしが現れ始めた。

昭和10年以降、整理された台地を旧日本陸軍が軍施設建設候補地として着目し、ここに軍都建設が進められることになった。北部地域には陸軍造兵廠、南部地域には陸軍士官学校の建設が進められていった。これが軍都への変貌第一歩となったものである。

日本陸軍の計画によって、昭和12年に建設された士官学校は座間町、新磯村（現在の相模原市の一部）に設置され、同時に関連施設として、練兵場も麻溝地域に建設された。そして、同年9月30日に明治初期から東京市ヶ谷にあった陸軍士官学校本科が座間へ、陸軍予科士官学校が朝霞へ移転するところとなった。

陸軍士官学校で第1回卒業式（第50期生）が昭和12年12月20日、天皇陛下の御臨席のもとに盛大に挙行された。陛下の御臨席に合わせ、原町田駅（現在の町田駅）から座間まで舗装道路が建設された。その後も卒業式には陛下の行幸を仰いで行われ、陛下の行幸されたこの道路を付近の住民は「行幸道路」と呼ぶようになり、現在もその名を残している。

また、12月20日の天皇の行幸を記念して、町制の施行が決定した。当初、半井神奈川県知事は、町制施行日を紀元節（建国記念の日）と同日の2月11日とするよう指示したが、稲垣許四郎座間村長は、天皇が来訪される12月20日にするよう要望し実現した。昭和16年になって近隣関係町村から合併の動きが進み、同年4月29日の天長節（天皇誕生日）に座間・上溝・新磯・麻溝・田名・大沢・相原と大野の近隣8町村が合併して「相模原町」が誕生し軍都相模原の形成がされることとなった。

この頃、国政の動きは日支事変（日中戦争）が勃発して数年が経過し、戦火も北方領域（北支）から南方面へと進行して行った。昭和16年12月、ハワイ諸島の米海軍基地「真珠湾」への進攻によって対米英両国に対し宣戦布告され、第2次世界大戦へと突入して行った。

そして幾多の激戦を重ねた後、昭和20年8月、米軍による新型爆弾が広島と長崎に投下され、日本は決定的な衝撃を受けた。同年8月15日正午、天皇陛下自ら朗読する「ポツダム宣言受諾に関する大詔」が全国に放送され、長期にわたった戦いが終息された。

終戦によって当地の陸軍士官学校を含め近隣の軍施設がすべて9月20日以降武装解除と共に接收され、進駐軍の統治下となり、旧日本軍施設は「基地」へと変貌し、今日の基地行政対応の出発点となった。



陸軍士官学校正門（昭和15年頃）



陸軍士官学校の移転（昭和12年9月）

[在日米陸軍司令部の設置]

旧日本陸軍士官学校として使用されていた用地は、終戦後間もない昭和 20 年 9 月 2 日、調達要求書によって同月 5 日、師団長キング少将の率いる米陸軍第 1 騎兵師団が進駐し、第 4 兵站廠として使用するところとなった。そして、昭和 25 年 6 月、米陸軍第 8 軍司令部が設置され、施設名を「キャンプ座間」と呼ぶようになった。

当時、近隣の旧日本海軍航空基地であった「厚木キャンプ」（現在の厚木基地）と共に、主として極東各地に往来する米陸軍部隊が船待ちをする一時的駐留基地となった。

その後、駐留基地の任務も終わり、昭和 26 年、騎兵第 1 師団隷下の騎兵第 8 連隊駐屯基地並びに防空観測通信基地として使用形態が変わり、同年講和条約の発効とともに「占領軍」から「駐留軍」へと改められた。

朝鮮動乱の勃発によって、国内の米駐留軍部の中枢施設配置には少なからず動揺がみられていた。これまで東京丸の内に設置されていた連合軍総司令部（GHQ）組織が廃止になり、三軍統合機関として都下府中に移転された。その当時、陸軍司令部の役目をしてきた横浜の在日兵站司令部（JLC）機関が極東陸軍司令部と名称を変え、横浜税関ビルから郊外へ移す計画がされていた。

昭和 27 年 2 月、キャンプ座間南地区において当直米兵の不始末から旧学生隊校舎 5 棟を焼失する大火災によって、この罹災跡地に司令部施設の建設計画が決定された。設計はただちに本国業者に行わせ、建設は国内業者が請け負い、実施されることとなった。建物は米本国ワシントンにある国防総省の建築を模造した通称「リトルペンタゴン」という独特な造形の鉄筋 2 階建の建物が昭和 28 年の夏に完成した。

昭和 32 年 7 月、西太平洋・極東にいたる米陸軍の指揮・命令を統括する在日米陸軍司令部と基地司令部が設置された。その後、昭和 48 年には、在日米陸軍の主要部隊として本州駐屯部隊が発足し、昭和 50 年には太平洋地区米陸軍司令部の廃止に伴い、陸軍省司令部（ワシントン D.C.）直下主要陸軍司令部となった。それ以後様々な組織変更が行われている。さらに、平成 19 年 12 月に第一軍団（前方）司令部が発足し、在日米陸軍・第一軍団（前方）司令部となった。

地名「相武台」の由来

昭和 12 年 12 月、行幸された天皇は、この地を「相武台」と命名された。その後「相武台」の名は広く使われ、小田急線「座間駅」は「相武台前駅」に、相模線「座間新戸駅」は「相武台下駅」と変わった。

その御賜の地名を記念するため士官学校当局によって 4 メートルの記念碑が昭和 15 年 8 月建設された。

終戦後、碑が撤去されてしまうかもしれないという不安から日本軍が地中に埋めたが、第 8 軍団副司令官の配慮により元の場所に戻されたと言われている。碑は、基地正門右側に現在もなお設置されている。



相武臺の碑

キャンプ座間変遷

昭和	6月	極東司令部はGHQと統合し、東京を拠点とした。
20年(1945)	9月	第1騎兵師団第4兵站廠となった。
25年(1950)	6月	米陸軍第8軍司令部が設置され、キャンプ座間となった。 朝鮮戦争勃発
27年(1952)	7月	旧日米安全保障条約により、キャンプ座間は在日米軍に提供する施設及び区域として指定された。
	4月	極東司令部が日比谷から市ヶ谷に移り、その後横浜に移った。
28年(1953)	11月	極東司令部がキャンプ座間に移った。
29年(1954)	11月	極東司令部が第8軍団に統合された。
30年(1955)	7月	第8軍は韓国に移転し、後方司令部となった。
32年(1957)	7月	後方司令部が名称変更により、在日米陸軍司令部となった。
36年(1961)	4月	現行日米安全保障条約により、在日米軍が使用する施設及び区域となった。
47年(1972)	5月	沖縄返還に伴い、第9軍団がキャンプ座間に移駐し在日米陸軍に統合された。
48年(1973)	7月	在日米陸軍の主要部隊として在日米陸軍本州駐屯部隊が発足した。
50年(1975)	1月	太平洋地区米陸軍司令部の廃止。これに伴い在日米陸軍は陸軍省司令部(ワシントンD.C.)直下主要陸軍司令部となった。
61年(1986)	1月	在日米陸軍本州駐屯部隊が第9地域支援群となった。
62年(1987)	10月	第9地域支援群が第17地域支援群として活動を始めた。
平成		
2年(1990)	8月	在日米陸軍が太平洋陸軍の傘下に入った。
6年(1994)	11月	第9戦域陸軍地域コマンドがキャンプ座間で活動を始めた。
7年(1995)	8月	第一軍団(前方)連絡事務所が創設した。
	9月	第9軍団が解体された。
12年(2000)	9月	第一軍団(前方)連絡事務所消滅された。
	10月	第9戦域陸軍地域コマンドは第9戦域支援コマンドに名称変更された。
14年(2002)	10月	第17地域支援群は施設管理司令本部と名称変更された。
16年(2004)	12月	施設管理司令本部は基地管理本部と名称変更された。
19年(2007)	9月	第9戦域支援コマンドが解体された。
	12月	第一軍団(前方)司令部が発足し、在日米陸軍・第一軍団(前方)司令部となった。

(2) 現 状

本市に属するキャンプ座間南側は、在日米陸軍司令部、基地管理本部をはじめ、在日米陸軍の中核機能を持つ施設が集中している。在日米陸軍司令部は、在日米軍の陸軍の最高司令部であり、主に日本の防衛及び周辺事態に対処するため陸上自衛隊と協力し訓練等を行っている。

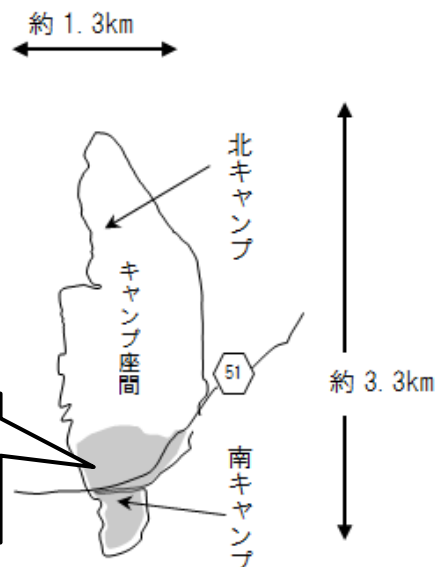
また、基地管理本部は、在日米陸軍のために後方支援業務の他、施設の管理や厚生施設等の提供を行っている。

キャンプ座間北側は、本市と相模原市に属し、本市域分に教会・消防署などの公共施設、野球場・ソフトボール場・テニスコート・サッカー場・体育館などのスポ

ーツ施設がある。相模原市域分には、高官住宅・一般住宅・学校・ヘリポート・ゴルフ場などの施設がある。

さらに、座間市内にはキャンプ座間で使用するための供給水源地等があり、飲料水の供給がされている。また、平成14年4月1日から、県営水道からも給水が開始されている。

東西 約1.3km 南北 約3.3km 外周 約9.5km
 ※県道51号(町田・厚木線)を境に、北キャンプ・南キャンプと呼ばれている。



キャンプ座間主要施設



在日米陸軍司令部



在日米陸軍基地管理本部



ヘリポート



コミュニティクラブ



ミュージックシアター



中学校・高等学校



スポーツ施設



ゴルフ場

(3) キャンプ座間に関する諸問題

[焼却炉ダイオキシン問題]

キャンプ座間内にある焼却炉は昭和 59 年 4 月から稼働している。平成 14 年 5 月、この焼却炉からのダイオキシン排出量が、ダイオキシン類対策特別措置法等で定められる排ガスに係る排出基準値を上回る数値が検出されていたとの報道があった。

本市では、情報の公開及び適切な処置を講じることを国に要請した結果、国は、焼却炉の改修を平成 15 年 3 月までに終わらせ、米軍に引き渡した。

[鳩川への油流出問題]

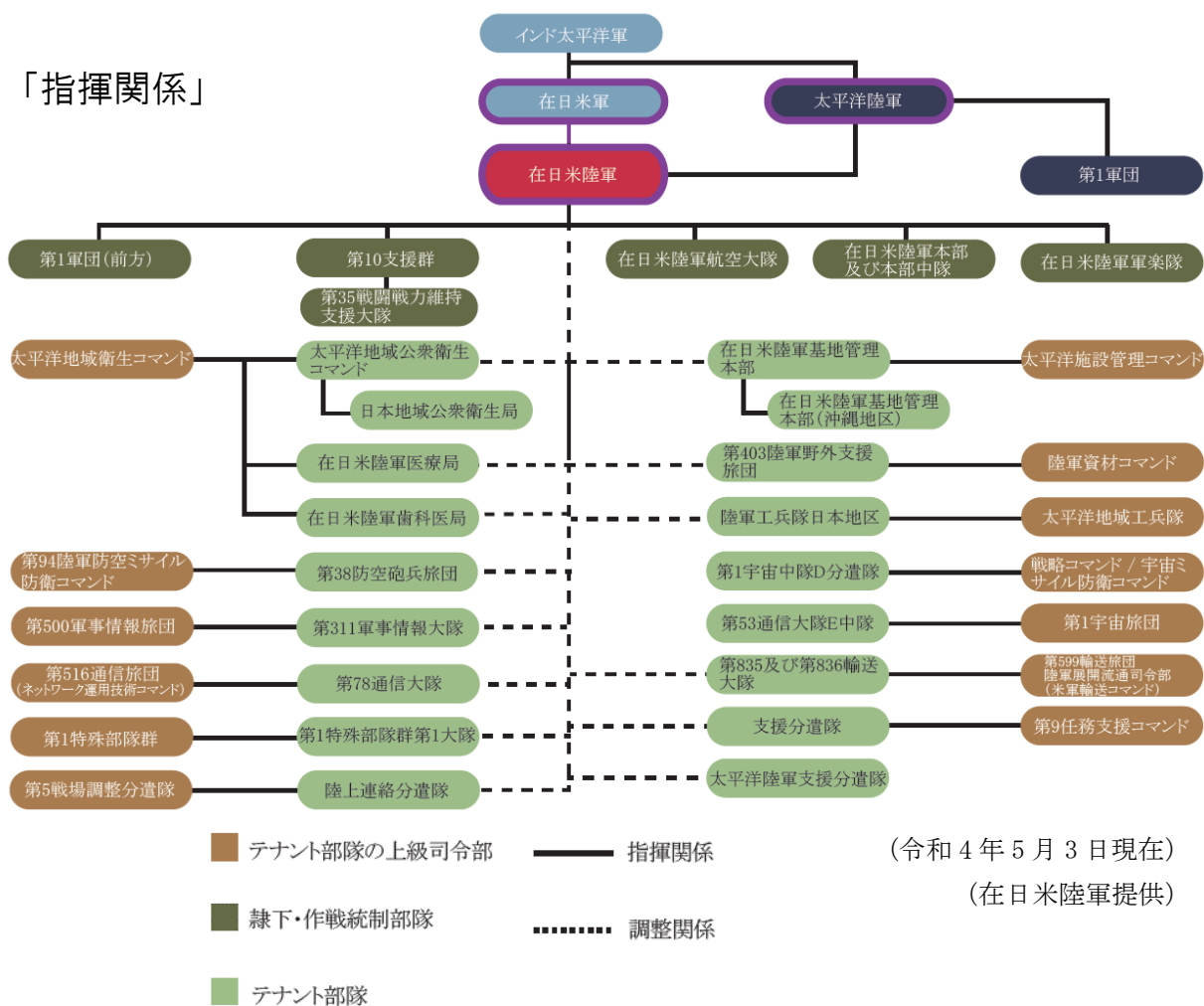
平成 18 年 3 月 23 日、キャンプ座間内のゴミ焼却場とオイルタンクを結ぶ地下パイプが老朽化による破損で油が鳩川に流出した。本市等の要請により、米側は直ちにオイルマット等を使用した流出防止対策を講じた。しかし、4 月 12 日に大雨によってキャンプ座間内のため池に流れていた油が水と一緒に流れ、再度鳩川に流出したため、再び、早急な対応を米軍及び国に求め、改めて再発防止等について強く要請した。

米軍基地内の環境基準

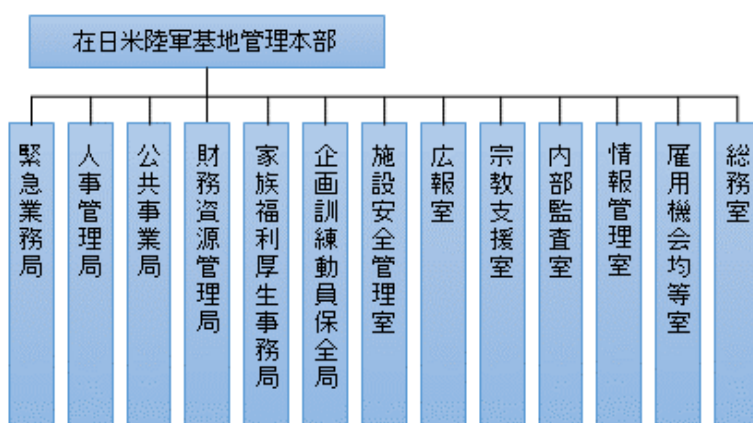
米軍施設には、日本の環境基準がそのまま適応されるわけではないが、日米地位協定や国際法で基準を尊重するように求められている。また、在日米軍が守るべき環境基準を定めた「日本環境管理基準（JEGS）」があり、この環境基準に基づくよう基地は管理されている。

米陸軍組織（主にキャンプ座間関係）

「指揮関係」



「在日米陸軍基地管理本部」



(在日米陸軍提供)

4 基地と市民生活

(1) 基地返還の促進

本市の中央北部から相模原市にかけて位置する米軍基地「キャンプ座間」は、在日米陸軍司令部等主要な米陸軍の部隊が駐留するとともに、昭和 46 年から陸上自衛隊が一部を共同使用している。キャンプ座間の面積は市域のおよそ 3.2%で約 57ha となっている。また、小田急線相武台前駅に近いその場所は特に人口密度が高く、住宅地に隣接し、まちづくりのうえで課題となっている。

本基地は、在日米陸軍の中核機能としての役割を果たしているため、全面返還の道は厳しい状況下ではあるが、基地の全面返還を基本姿勢として返還の促進を図るとともに、当面、部分返還と負担の軽減策等の実現を目指している。

昭和 46 年市制施行以来、市総合計画で「基地の整理・縮小・返還」を市の基本方針として取り組んできた。かねてより基地の返還を要請していく中で、市民体育館をはじめ、大坂台公園などの施設用地として部分的に返還されている。

[座間市基地跡地利用対策委員会]

昭和 47 年 9 月 27 日に米軍基地「キャンプ座間」の早期全面返還を目標に「座間市基地跡地利用対策委員会」が 1 年の任期により発足した。

「座間市基地跡地利用対策委員会」は、市民各層代表 15 名で編成され市長からの諮問を受け「キャンプ座間基地の跡地利用計画について」の検討を重ね、昭和 49 年 8 月 5 日に答申書が提出された。

その答申の内容は、教育施設をはじめスポーツ公園・市民広場・総合産業文化センター・医療施設・市庁舎等の配置計画が打ち出されたものであった。

[座間市基地返還促進委員会]

昭和 52 年 8 月 25 日には、「座間市基地跡地利用対策委員会」の後を受けて「座間市基地返還促進委員会」が発足した。

委員会は、「座間市基地跡地利用対策委員会」と同様市民代表 15 名で編成し、5 項目にわたる諮問事項について協議され、昭和 53 年 8 月 18 日に答申書が提出された。

しかし、基地返還問題については、長期的展望に立った方向付けが更に必要との見解から昭和 55 年 3 月 21 日、市民の代表者 25 名が委員に委嘱され、「座間市基本構想に基づくキャンプ座間の基地行政のあり方について」市長より諮問を受けた。委員会では、現地の視察調査を含めて 4 回にわたり審議が重ねられ、市の基本構想の趣旨を尊重し、市民生活の環境保全と福祉の向上のために実現努力することを要望として、昭和 57 年 2 月 26 日に答申書が提出された。

さらに、平成 22 年 3 月 18 日に、国からキャンプ座間の一部返還案の提示を受けて、返還跡地の利用計画を審議すべく、3 名の学識経験者、10 名の市公共的団体の代表者、2 名の公募による市民の計 15 名が委員として委嘱され、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の有効活用を図るため、その利用計画について市長から諮問を受けた。

委員会では、「キャンプ座間に関する協議会」や「市基地返還促進等市民連絡協議会」の協議内容を踏まえながら、5 回にわたり慎重な審議が重ねられ、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の利用計画として、平成 22 年 11 月 9 日に答申

書が提出された。

その答申で、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置等も考慮した中で、病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンの大きく三つのゾーンに分けた返還跡地利用計画図が示された。

その後、以前からの課題であった消防庁舎の建て替えを検討する中で、新消防庁舎の建設場所として、土地の形状や立地条件が現在の敷地に比べて優れていること、誘致した病院との密接な連携が図れること、新庁舎建設中も消防業務に支障をきたさないことなどのメリットがあり、返還跡地に建設することが望ましいという考えから、市から返還跡地利用構想の見直しについて委員会に提案があり、慎重な審議を行い、返還跡地を病院誘致ゾーン、新消防庁舎ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎ゾーンの4つに区分して整備すること、施設への進入路を返還地の中央に設け、県道との出入りを集中する2点の変更について意見を具申した。

(2) 基地返還の成果



部分返還施設の一覧

	使用目的	申請年月日	返還年月日	数量
①	都市公園（富士山公園）	昭和45年8月19日	昭和47年1月13日	27,072.79 m ²
②	県道相武台入谷線 立体交差拡幅用地	—	昭和47年3月23日	3,641.58 m ²
③	文化福祉会館駐車場 （市民体育館第2駐車場）	昭和48年7月28日	昭和51年8月2日	1,795.09 m ²
④	座間中学校分身校用地 （栗原中学校用地）	昭和51年1月6日	昭和51年10月30日	879.84 m ²
⑤	市道44号線道路用地	昭和53年10月7日	昭和56年3月11日	70.91 m ²
⑥	緑ヶ丘土地区画整理用地	昭和61年6月26日	昭和63年12月21日	1,790.92 m ²
⑦	相武台東小学校分身校 用地 （目的変更） 市民体育館、都市公園 （大坂台公園）	昭和54年3月24日 （目的変更） 昭和60年7月11日	平成3年11月5日	23,844.36 m ²
⑧	座間総合病院用地、陸上 自衛隊家族宿舍用地、消 防庁舎、都市公園（スカ イグリーンパーク）	—	平成28年2月29日	54,000.19 m ²

※ 数量については、実際に座間市に返還された土地の面積と異なり、送水管等のイーゾメントも含まれます。

ふじやま 【①富士山公園】

昭和45年2月に基地の存置に伴う諸問題の解決のため、町当局と米軍司令部の各首長幹部からなる「日米渉外連絡会議」が発足された。

その後、町長と現地司令官との話し合いを重ねた結果、7月初旬米側のバーニー副司令官（在日米陸軍参謀長）から「遊休山林部分については、返還の見通しが強いので正式な手続きで返還要求を」との連絡が町長にされた。町当局は、その連絡を受け同月中旬現地調査を実施し、都市公園用地として一部返還の申請を行った。その結果、昭和47年1月、南キャンプ東側の森林部分（27,073 m²）が返還された。跡地については、公園施設として整備がされ、市民が望んでいた自然を生かした憩いの場として「富士山公園」が建設された。



富士山公園は、小田急小田原線相武台前駅より約1 km、バスで約5分の所に位置し、相模川を眼下に西に丹沢連峰を遠望できる景勝の適地であり、傾斜地を利用したアスレチックが設置されている。

【③市民体育館第2駐車場（旧文化福祉会館前駐車場）】

昭和43年8月、座間市文化福祉会館がキャンプ座間隣接地に、市民の文化向上と福祉の殿堂として建設された。年々来館者の増加により駐車場が不足し、市民の強い要望と努力によって昭和51年8月2日、座間市文化福祉会館前の一部1,795㎡が返還され、文化福祉会館利用者への利便に対応する駐車場（52台収容）として整備された。その後、立体化（96台収容）に整備が図られた。平成14年2月、文化福祉会館は取り壊され、駐車場は市民体育館の第2駐車場として利用されていた。平成23年10月にキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部約5.4haの返還が示され、市として「改訂キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」として跡地の利用を定めた際に、民間病院誘致ゾーンと一体で使うことが定められ、平成25年12月には返還予定地の造成に併せ取り壊された。



【④栗原中学校（旧座間中学校分身校）】



昭和50年から座間中学校の分身校として栗原中学校建設計画が始まった。建設予定地には、キャンプ座間に係る水道送水管の敷設及び送信送電線が架設されていた。昭和51年10月30日に返還され、これらイーズメントの移設がされている。同校は昭和52年4月1日開校した。

【⑦座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）、大坂台公園】

昭和54年3月24日、人口の急増に伴い教育施設の整備が緊急課題となり、市立相武台東小学校分身校建設用地として、北キャンプ東側約20,000㎡を返還申請し、昭和57年12月23日付け日米合同委員会で承認された。



スカイアリーナ座間

その後児童数が減少し、小学校建設を必要としなくなるが、市民から要望の高い健康と体力づくりへのスポーツ・レクリエーションができる場所、市民がふれあいのできる屋内スポーツ施設として、市民体育館並びに健康運動公園の教育文化施設建設用地として目的の変更申請を行った。昭和63年7月28日、日米合同委員会において教育文化施設建設用地として変更が認められ、平成3年11月5日にキャンプ座間東側の一部約23,844㎡が返還され、体育館と公園の整備が行われた。

平成 6 年 10 月 29 日、市民が待ち望んだ座間市立市民体育館が完成し、更に、平成 9 年 3 月 31 日に全整備が終わり、大坂台公園が完成した。

座間市立市民体育館は、愛称“スカイアリーナ座間”とし、完成と同時に大体育室・中体育室・武道室・弓道場・トレーニング室・ジョギングコース等で、多種多彩なスポーツ活動の拠点として多くの方が利用している。

大坂台公園は、市民体育館と隣接し、複合遊具等が整備され自然の憩いの場として、家族連れ等多くの市民が訪れている。



大坂台公園

【⑧座間総合病院、陸上自衛隊家族宿舎、消防庁舎、スカイグリーンパーク】

平成 18 年 5 月に米軍の再編の方向性を示した「再編実施のための日米ロードマップ」が両国連名で発表され、その中で、米陸軍第一軍団（前方）司令部のキャンプ座間への移駐およびキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部約 1.1 ヘクタールの返還が示された。以降、国と市の間でさまざまな取組が行われ、その成果として、新たに約 4.3 ヘクタールの返還（合計約 5.4 ヘクタール）が提示された。

市は、返還候補地約 5.4 ヘクタールを全面的に活用したい旨を国に求めていたが、国から、自衛隊が駐屯する基地に隣接している返還候補地内に家族宿舎を建設し、集中居住することが部隊の運用にあたって一番効果的であるという考えが示され、市では、これを重く受け止めた。

返還跡地の利用計画については、座間市基地返還促進委員会からの答申を尊重した形で、「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」を策定した。その後、平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災を機に、従来からの大きな課題であった老朽化した消防庁舎の建て替えを加えた「改訂チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」を座間市基地返還促進委員会に伝え、意見を求めたところ、同意されたことから、新たな利用構想が平成 24 年 1 月 30 日に策定された。

本地は、平成 23 年 10 月 31 日に開催された日米合同委員会で返還の基本合意がされ、平成 28 年 2 月 29 日に正式返還された。

返還地を市が活用する場合、土地の購入や整備に多額な財政支出が生じる。当時は、厳しい財政状況にあったことから、市の財政負担を減らしつつ、返還地の有効活用を図るため、防衛省等の関係機関に様々な働きかけを行った。その結果、病院用地においては、財務省の理解により、転貸制度を活用することが可能となった。さらに、かつて返還され、市民体育館第 2 駐車場として活用していた市有地が病院用地にあったため、この市有地と新たに建設する消防用地を交換し、土地を取得することも認められた。

また、土地の整備においては、防衛省の理解により、陸上自衛隊家族宿舎を建設する防衛省が返還地全体の粗造成を実施することとなり、市の財政負担を極力抑えることができた。

病院の建設に当たっては、病床の確保などの返還とは別の非常に難しい課題があったが、厚生労働省や神奈川県に様々な働きかけを行い、これを乗り越えることができ、民間病院の誘致に繋がった。

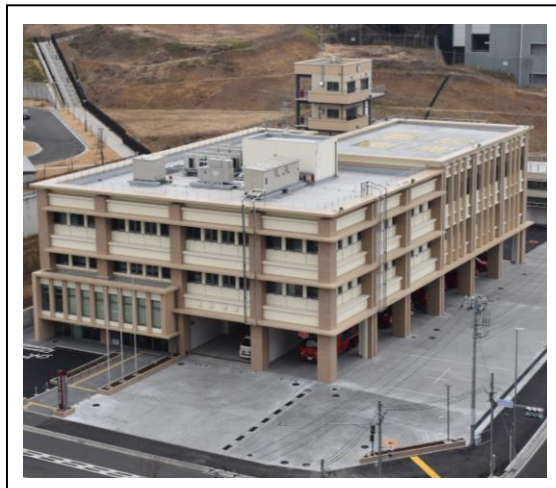
正式返還前に着工が認められていた座間総合病院は正式返還からわずか 1 箇月後の平成 28 年 4 月に開院した。また、同様に正式返還前から着工していた陸上自衛隊家族宿舎は平成 28 年 7 月に完成した。

○消防庁舎

旧消防庁舎は、建物の老朽化が進み、事務室や車庫等も分散している状況で、複雑多様化する災害や事故、建物の高層化等、時代のニーズに的確に対応できる新消防庁舎の建設が従来からの課題となっていた。

「改訂チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」に基づき、消防、防災活動の新たな拠点として、耐久性、安全性に優れ、充実した機能を備えた新消防庁舎の建設が進められ、平成 30 年 2 月に完成した。

また、各種研修、講習会、訓練などが実施可能な施設及び防災に関する展示施設等、市民に親しみやすいような施設とし、消防防災意識の普及啓発、高揚を図っている。



○スカイグリーンパーク

公園ゾーンの土地の形状から、現状のままでは大きな平地が取れず、平地を大きく取るためには莫大な造成費が必要となることから、狭い平地で子供から大人まで幅広く楽しめるフィットネスの提供を目的として検討した結果、パークゴルフが浮上し、9ホールのコースを整備する計画を策定した。この計画では、本地の整備に併せて大坂台公園の一部をパークゴルフ場に編入して、市民体育館と併せて一体的に活用し、屋内・屋外を問わず、幅広い年齢層で気軽にフィットネスを行うことができる空間を創出することとした。



スカイグリーンパークの造成工事では、多くの残土が発生したが、この残土を市民体育館の北側に盛土として有効活用することにより、造成費を抑制して人工芝の多目的広場を設けることができた。スカイグリーンパークと大坂台公園の多目的広場は、工事着手からおおよそ3年を経過した令和4年3月に完成し、市民体育館と連携するスポーツと健康の森として、多くの利用者が訪れている。

基地の返還と土地利用

基地の返還は、「返還」であっても基本的に「米軍から日本国政府へ返還される」ため、国有地の場合は、返還後に市が利用しようとする場合は、道路等を除き基本的に国から有償（時価相当額）で土地を買い取る（道路等を除く）必要がある。

[これまでの主な返還土地及び買取価格]

消防署前市民体育館第2駐車場 昭和59年度 1,795 m ²	2億5000万円 (約13万9000円/m ²)
市民体育館用地 平成3年度 7,634 m ²	14億6000万円 (約19万1000円/m ²)
大坂台公園（一部） 平成3年度 5,403 m ²	13億5000万円 (約24万9000円/m ²)
新消防庁舎用地（一部） 平成28年度 3,509.34 m ²	1億4910万円 (約4万2000円/m ²)
スカイグリーンパーク（一部） 平成30年度 2,754.16 m ²	3140万円 (約1万1400円/m ²)

(3) 基地との協力

[消防相互援助協約]

座間市とキャンプ座間は、火災及び災害による人命、財産の保護のため、お互いに援助をすることを目的として消防相互援助協約を昭和 38 年 8 月から締結している。昭和 57 年と平成 6 年に内容が見直され、さらに、平成 12 年 6 月、平成 14 年 5 月に座間市消防長と在日米陸軍第 17 地域支援群（現基地管理本部）消防本部長の間で消防相互援助協約が重要課題であることをお互いに再確認し、確認書を交わしている。

そして、平成 22 年 3 月には在日米陸軍の組織名称等の変更に伴う消防相互協約の改正が座間市長と在日米陸軍基地管理本部司令官の間で改めて確認され、内容が見直された。

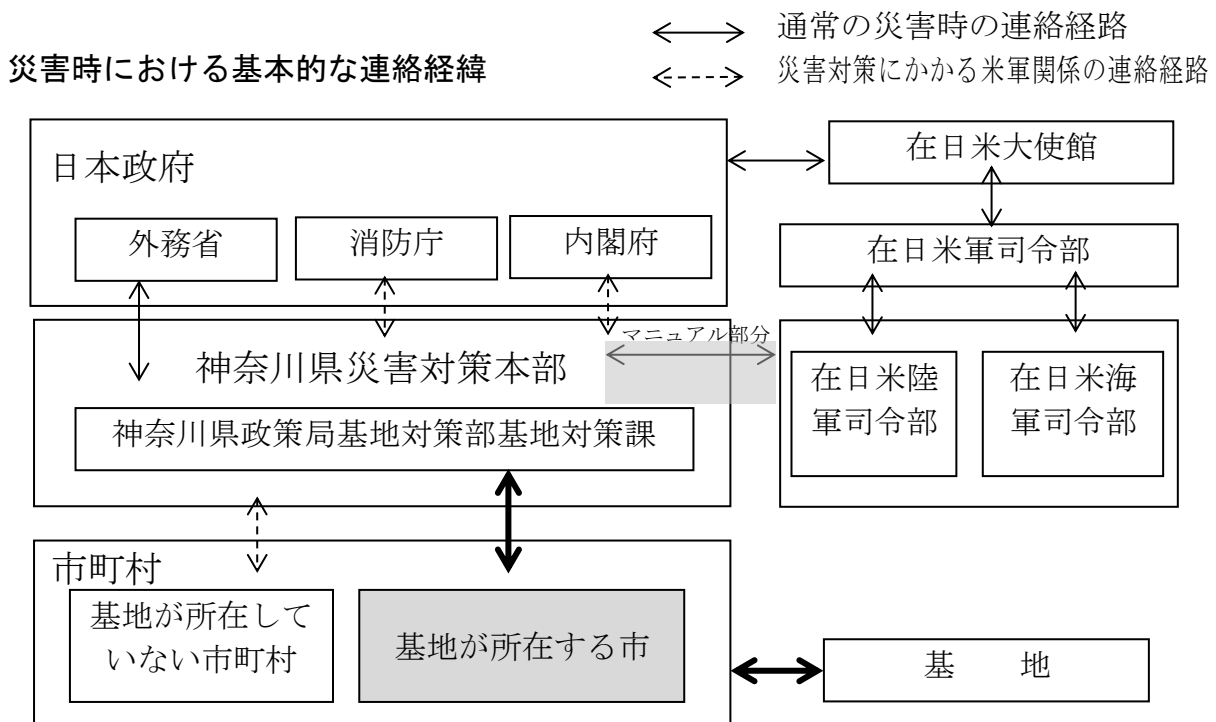
[災害準備及び災害救援活動に関する覚書]

座間市とキャンプ座間は、地震・洪水・台風などの自然現象、その他の重大な事件・事故などの災害が起きた際、食料や医薬品、緊急医療処置、医務人員の提供など災害時の災害救援などについて相互に支援・協力し合うため、平成 23 年 10 月 26 日、座間市長とキャンプ座間基地管理本部司令官との間で、「災害準備及び災害救援活動に関する座間市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」を締結した。

また、米海軍厚木航空施設とも、同様の目的で、同年 10 月 27 日に座間市長と米海軍厚木航空施設司令官の間で、「災害準備及び災害救援の共同活動に関する座間市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」が締結された。

[災害時の在日米軍との相互応援マニュアル]

阪神・淡路大震災を契機として、神奈川県内で災害が発生した場合、地域を構成する一員として、友愛精神に基づく人道的見地から、在日米陸軍・海軍司令部と神奈川県は、相互に救援の協力をし、応急対策や応急復旧を円滑に実施するための災害時の相互協力の手続きを示すガイドラインとして、平成 9 年 3 月にマニュアルを作成した。



(4) 基地との交流

[基地の一般開放]

米軍は、日米親善を図ることを目的に、日頃、米軍関係者以外立ち入りできない基地の一部開放を行い、様々なイベントを開催している。キャンプ座間では、毎年3月または4月には桜まつり、8月には盆踊り大会が開催されているほか、不定期による一般開放イベントも開催されており、在日米陸軍基地管理本部のフェイスブックで確認することができる。



桜まつり



盆踊り大会

[在日米陸軍軍楽隊の演奏]

在日米陸軍軍楽隊は、日米親善のために日本全国で演奏活動を行っており、市内においても、様々なイベント（「座間市大凧まつり」など）で演奏し、会場を盛り上げている。また、市との共催によるクリスマスコンサートを毎年12月に開催している。このコンサートは、在日米陸軍軍楽隊がキャンプ座間に勤務する従業員の慰労と市民交流を目的として開催しており、平成25年度から現在までに9回開催している。毎年多くの鑑賞希望者があり、一大イベントとなっている。



在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート

[児童・生徒との交流]

令和4年12月には、外務省と米国防省教育部の主催（市は開催協力）による「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」、令和5年2月には、防衛省との共催による「日米交流事業 in キャンプ座間」を開催し、児童・生徒との交流を深めている。



日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト